

## 令和2年度水戸市赤塚市民センター第2回運営審議会

日時：令和3年2月26日(金) 午後1時30分から

場所：赤塚市民センター集会室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2. あいさつ

#### 3 議 事

1. 令和2年度施設利用状況及び事業報告について P2～5

2. 令和3年度定期講座募集要項(案)について P6～7

#### 3. その他

(1) 新型コロナウイルスによる「地区コミュニティ事業」「生涯学習及び育成事業」の低下による新年度の影響について

(2) 参 考 水戸市市民センター条例・条例施行規則 P8～18

#### 4 閉 会

# 水戸市赤塚市民センター運営審議会委員名簿

令和3年 2 月 1 日現在

(順不同)

No.	役職	ふりがな 委員の氏名	選出区分	団体等名及び役職名
1	会長	こばやし みちひと 小林 教人	学識経験者	ふるさと赤塚をつくる会副会長
3	副会長	はせがわ つね 長谷川 恒	学識経験者	河和田北防犯協会副会長
2		たかはし みさこ 高橋 みさ子	学識経験者	ふるさと赤塚をつくる会副会長
4		なおい あきこ 直井 安希子	学識経験者	赤塚女性防火クラブ会長
5		はしもと ひろし 橋本 浩志	学校教育関係者	水戸市立赤塚小学校長
6		えま あつし 江間 淳	学校教育関係者	赤塚小学校PTA会長

## 令和2年度利用人数

月	ホール	集会室	和室	調理室	合計
4	13	0	0	0	13
5	0	0	0	0	0
6	212	217	44	0	473
7	563	189	53	0	805
8	253	106	9	0	368
9	385	85	43	0	513
10	490	164	71	8	733
11	570	229	85	5	889
12	549	229	91	29	898
1	174	69	4	0	247
2					
3					
合計	3,209	1,288	400	42	4,939

# 水戸市 学区別常住人口調べ（推計）

令和3年2月1日現在

No	小学校区名	世帯数	男	女	合計
1	三の丸	4,188	4,156	3,903	8,059
2	五軒	3,263	2,987	3,163	6,150
3	新荘	3,058	2,812	2,998	5,810
4	城東	3,344	3,088	3,370	6,458
5	浜田	5,979	5,989	5,952	11,941
6	常磐	6,088	5,721	5,914	11,635
7	緑岡	7,437	8,208	8,796	17,004
8	寿	4,596	5,140	5,494	10,634
9	上大野	667	831	930	1,761
10	柳河	1,320	1,441	1,589	3,030
11	渡里	7,546	7,249	7,098	14,347
12	吉田	6,407	6,714	6,845	13,559
13	酒門	4,993	5,754	5,775	11,529
14	石川	5,661	5,677	5,940	11,617
15	飯富	1,315	1,624	1,761	3,385
16	国田	838	1,060	1,121	2,181
17	河和田	3,296	3,956	4,199	8,155
18	上中妻	2,398	2,832	3,175	6,007
19	見川	4,982	4,925	5,424	10,349
20	千波	8,205	8,246	8,038	16,284
21	梅が丘	7,154	7,127	7,915	15,042
22	双葉台 (うち旧山根)	4,281 (272)	4,934 (383)	5,458 (392)	10,392 (775)
23	笠原	5,310	6,003	6,019	12,022
24	赤塚	2,206	2,056	2,388	4,444
25	吉沢	4,654	5,425	5,424	10,849
26	堀原	3,865	3,533	3,584	7,117
27	下大野	820	1,240	1,224	2,464
28	稻荷第一	2,169	2,714	2,912	5,626
29	稻荷第二	1,293	1,657	1,816	3,473
30	大場	897	1,290	1,339	2,629
31	妻里	1,486	2,320	2,250	4,570
32	鯉淵	1,755	2,386	2,406	4,792
33	内原	2,367	2,879	2,992	5,871
合計		123,838	131,974	137,212	269,186

注1:本表の人口と世帯数は、平成27年国勢調査の確定値に基づき、住民基本台帳に登録している日本人と外国人の増減数(出生・死亡、転入・転出等)を加減して推計したものです。なお、平成24年7月9日の住民基本台帳法の改正により、外国人も住民基本台帳に登録されることになりました。正式な常住人口については、令和2年国勢調査の確定値が分かり次第、算出し、公表する予定です。

注2:学区は、小学校単位で区分してあります。

注3:平成23年4月1日より、双葉台小学校と山根小学校は統合しました。

令和2年度施設利用状況(部屋別)

						令和元年度分	令和2年度分
月別	部屋別	ホール (件)	集会室 (件)	和室 (件)	調理室 (件)	合計 (件)	図書 コーナー (人数)
	H31.4	55	30	18	2	105	2
	R2.4	2	0	0	0	2	0
	R元.5	56	28	16	1	101	0
	R2.5	0	0	0	0	0	0
	R元.6	60	34	20	4	118	1
	R2.6	21	22	7	0	50	0
	R元.7	61	35	15	2	113	1
	R2.7	49	22	8	0	79	0
	R元.8	55	21	9	1	86	2
	R2.8	23	15	2	0	40	0
	R元.9	55	29	19	1	104	1
	R2.9	36	12	8	0	56	0
	R元.10	55	31	21	3	110	0
	R2.10	43	21	12	1	77	0
	R元.11	52	26	12	3	93	1
	R2.11	51	31	13	1	96	0
	R元.12	51	27	19	6	103	1
	R2.12	48	24	13	3	88	0
	R2.1	51	34	26	1	112	0
	R3.1	17	8	1		26	0
(小計)	H31.4~R2.1	551	295	175	24	1,045	9
	R2.4~R3.1	290	155	64	5	514	0
	R2.2	55	35	17	1	108	0
	R3.2						
	R2.3	64	45	23	1	133	0
	R3.3						
合計	H31.4~R2.3	670	375	215	26	1,286	9
	R2.4~R3.3						

## 令和2年度事業報告

### ○成人講座

No.	事業名	期日(期間)	内 容	会 場	人数(人)
1	定期講座(教室・クラブ)	4月～3月	22クラブ(子ども習字教室除く)	赤塚市民センター (ゴルフ練習場)	240
2	成人講座		①		
			②		
			③		
			計		

### ○高齢者学級

No.	事業名	期日(期間)	内 容	会 場	人数(人)
1	寿学級	11月30日(月)	① 第一回 かごバック作り講座 講師:宮崎郁子先生	赤塚市民センター 集会室	8
		12月7日(月)	② 第二回 かごバックづくり講座 講師:宮崎郁子先生	赤塚市民センター 集会室	8
			③		
			計		

### ○家庭教育学級

※市民センター共催事業

No.	事業名	期日(期間)	内 容	会 場	人数(人)
1	クリスマス会 (親子ふれあい教室～未就学児) 《主催:女性会・ふるさと赤塚をつくる会》	12月18日(金)	歌・手遊び・親子体操・クリスマスシアター 講師:河和田保育所	赤塚市民センター ホール	子 11 大人10
2					
3					
			計		21

### ○子ども教室

1	(定期講座) 子ども習字教室	5月～3月 20回 毎月第1・3土	小学生の習字教室 講師:橋 芳玉先生	赤塚市民センター 集会室	中止
2			①		
			②		
			③		
3					
			計		0

## ○女性学級

## ※市民センター共催事業

No.	事業名	期日(期間)	内 容	会 場	人数(人)
1	女性学級 《主催:赤塚女性会》		①		
			②		
			③		
		計			0

## ○子育て交流支援事業

## ※市民センター共催事業

No.	事業名	期日(期間)	内 容	会 場	人数(人)
1	子育て広場 《主催:赤塚女性会・ふるさと赤塚をつくる会》	4月～3月	子育て中の親子が気軽に集い、交流できる遊び場の提供 対象者:就学前	赤塚市民センター ホール	50組
2					

## ○生涯学習・一般事業

## ※市民センター共催事業

No.	事業名	期日(期間)	内 容	会 場	人数(人)
1	ふれあいボウリング大会 《主催:ふるさと赤塚をつくる会》	7月26日(日)	小学生(4年生以上)から大人までの地区住民レクリエーション事業	水戸グリーンホール	中止
2	グランドゴルフ大会 《主催:ふるさと赤塚をつくる会》	9月12日(土)	スポーツレクリエーション事業	赤塚小 運動場	中止
3	第58回水戸市体育祭赤塚地区市民スポーツ大会 《主催:水戸市・水戸市教育委員会・ふるさと赤塚をつくる会》	10月11日(日)	地区全体のスポーツレクリエーション事業	赤塚小 運動場	中止
4	ふるさと赤塚まつり 《主催:ふるさと赤塚まつり実行委員会・ふるさと赤塚をつくる会》	11月3日(火)	① 芸能発表会……太極拳・詩吟等7教室・クラブの発表会 講師:教室・クラブの講師	赤塚市民センター ホール	中止
		11月7日(土) 8日(日)	② 作品展示会……赤塚小児童作品・トンボ玉・生け花等 6部門の作品展示会	赤塚市民センター ホール他	中止
		11月8日(日)	③ 模擬店・バザー・体験コーナー 産直野菜、焼きそば、もち等の模擬店 物品提供によるバザーなど	赤塚市民センター 駐車場	中止
		計			0
5	水戸郷土かるた大会 《主催:ふるさと赤塚をつくる会》	1月17日(日)	郷土かるたをとおしてより深い郷土愛を養う 《共催:赤塚小PTA》	赤塚市民センター ホール	中止
6	歩く会 《主催:ふるさと赤塚をつくる会》	2月	スポーツレクリエーション事業	大塚池周辺	中止
7					

## ○防災事業

## ※市民センター共催事業

No.	事業名	期日(期間)	内 容	会 場	人数(人)
1	赤塚地区防災訓練 《主催:ふるさと赤塚をつくる会》	7月11日(土)	赤塚小学校と地域住民との合同の防災訓練	赤塚小学校	中止



# 定期講座申込みのご案内(案)

〈各講座の一覧表を裏面にのせてありますので、御覧ください〉

[申込方法] 4月5日(月)~4月12日(月) 8:30~17:15 土・日曜日は除く  
赤塚市民センター窓口でお申込みください。

[会費] ・各講座の開講日に会費を会計担当者に納入して下さい。  
・教材費・材料費は講座により実費負担となります。  
・参加人数により、会費に変更が生じることがあります。原則として返金はいたしません。

[その他] ・駐車場には限りがありますので、乗り合わせでの利用をお願いいたします。  
・各クラブの開催日は、新型コロナウイルス感染状況や、センター等の行事により変更又は、中止になる場合がございます。  
・駐車場には限りがありますので、乗り合わせでの利用をお願いいたします。

## 教室


### 《大人の塗り絵》

~美しい塗り絵の世界~

- ◆内容 花・果物・風景等を段階見本に沿って制作,その後自由制作
- ◆日時 第2・第4 水曜日 10時~12時
- ◆開校日 5月12日(水曜日)
- ◆講師 岩瀬 幸子 先生
- ◆会費 1,000円/月  
※教材費別途負担
- ◆定員 10名



### 《子ども習字教室》

- ◆対象 小学校3年生~6年生
- ◆日時 原則 第1・第3(土曜日) 全18回  
10時~11時/11時~12時
- ◆開校日 6月5日(土曜日)
- ◆講師 橋 芳玉 先生 
- ◆会費 7,000円/年
- ◆教材費 1,000円/年
- ◆定員 16名 (10時~8名・11時~8名)
- ◆保護者説明会 6月5日(土)11時から  
※年会費・教材費の納入をお願いします

〈参加及び受講の方へ、新型コロナウイルス感染防止対策に御協力ください〉

- ・発熱又は、体調不良(風邪や咳など含む)の方は、無理せずに、参加を控えてください。
- ・マスクの着用や、こまめな手洗い、手指の消毒、咳エチケットを心がけてください。

[問合せ先] 赤塚市民センター 水戸市河和田3-2329-3

TEL029-252-4090



# 令和3年度定期講座一覧(案)

## 【教室】 ～初心者対象～

講座名	開催日	時間	会費(円)	募集人員	開講日	講師名	備考
子ども書道教室	第1・3(土)	10:00～11:00 11:00～12:00	7,000/年	16名	6/5	橘 芳玉	小学3年生から6年生対象 6/5(土)11時～保護者説明会
NEW 大人の塗り絵	第2・4(水)	10:00～12:00	1,000/月	10名	5/12	岩淵 幸子	花・果物・風景等を段階見本に沿って制作, その後自由制作

## 【クラブ】 ～自主運営～

	講座名	開催日	時間	会費(円)	募集人員	開講日	講師名	備考
月	パソコン	第1・3	10:00～12:00	14,000/年	1名	5/17	森田 出	ワード・エクセル・インターネットを楽しく学ぶ(パソコン貸出有り)
火	卓球 A	第1・2・3	10:00～12:00	—	1名	5/4		健康を維持し楽しく活動
	卓球 B	第1・3	13:30～16:30	—	1名	5/4		経験者大歓迎 初心者の方も楽しく活動
水	英会話	第2・4	14:00～15:30	1,000/月	12名	5/11	柴田 ジョディ 将子	簡単な英語フレーズで日常会話, 海外旅行会話, 日本紹介などを学ぶ
	新舞踊	毎週	19:00～21:00	3,000/月	3名	5/11	小口 良子	紫峰流, 初心者歓迎
木	茶道	第1・3	10:00～12:00	2,000/月	3名	5/19	細川 肇子	裏千家, 楽しみながら茶道の心得を身につけましょう
	大正琴	第1・3	10:00～12:00	2,500/月	5名	5/5	宇野 万里子	初心者・経験者問わず歓迎 貸出楽器有り
	3B体操(A)	第1・3	19:00～20:30	1,000/月	10名	5/5	小高 順子	用具を使用し, 音楽にあわせて誰もが「気軽に」「体に無理なく」楽しむことが出来る体操
	3B体操(B)	第2・4	10:00～12:00	8,000/年	5名	5/12	小高 順子	
	囲碁	第2 第4	9:30～16:30 13:00～17:00	1,000/年	5名	5/12	—	大会は年6回開催
	着付け A	第4	10:00～12:00	6,000/年	3名	5/26	杉山 恵美子	初心者歓迎, お持ちの物でお気軽にお越しください
	着付け B	第3	19:00～21:00	5,000/年	2名	5/19	杉山 恵美子	
金	編み物	第2・4	13:00～15:00	8,000/年	3名	5/13	—	初心者歓迎 作品は自由製作
	とんぼ玉	第1・3	9:30～12:00	5,000/年	5名	5/6	小河原 一憲	初心者・経験者問わず歓迎
	フラダンス	第2・4	13:45～15:30	10,000/年	10名	5/13	田代 トシ子	ハワイアンストレッチ基礎, 初心者歓迎
	太極拳	毎週	10:00～12:00	1,000/月	5名	5/6	高橋 英子	楊名時氣功太極拳24式, 初心者歓迎, 1・3・5週は自主練習
土	生け花	第1・3	10:00～12:00	8,000/年	3名	5/7	小林 静	池坊季節の花を楽しみましょう
	ゴルフ(ゴルフ友練習場)	毎週	10:30～12:00	10,000/年	30名	5/14	寺沼 猛	美しいフォーム作り, 毎週個人毎にフォームチェックと指導有り
	社交ダンスB	毎週	19:00～21:30	2,000/月	5名	5/7	青木 高恵	経験者歓迎
	詩吟	第1・2・3	13:00～15:00	3,000/月	5名	5/7	根本 豊子	常磐流吟道 初心者歓迎
土	輪投げ	第1・3	10:00～12:00	100/年	3名	5/1	—	健康増進と維持 

○水戸市市民センター条例

# 参 考

平成21年9月29日  
水戸市条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経

験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常警市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日以前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年6月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な

為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成30年6月22日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成30年12月20日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
(1) 次項の規定 平成31年2月1日  
(2) 別表に2項を加える改正規定(水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。)及び付則第3項の規定 平成31年3月1日  
(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例(以下「新条例」という。)の例により行うことができる。
- 3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

別表(第2条関係)

(平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・平30条例60・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1

水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2
水戸市妻里市民センター	水戸市有賀町2242番地
水戸市内原市民センター	水戸市内原町1395番地の6

## ○水戸市市民センター条例施行規則

## 参 考

平成22年3月30日  
水戸市規則第14号

## (趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例(平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (使用時間)

第2条 水戸市市民センター(以下「センター」という。)の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

## (利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

## (使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

## (使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

## (許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更(取消)申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更(取消)許可書(様式第4号)を交付する。

## (使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書(様式第5号)を交付する。

## (遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

## (補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月31日規則第34号)抄

## (施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

4 施行日前に作成した各様式の内紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

市民センター使用許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)  
氏 名(名称又は代表者)  
担当者  
電 話

市民センターを使用したいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 施 設	市民センター					
使 用 日 時	年	月	日( 曜日)	時	分から	
	年	月	日( 曜日)	時	分まで	
使 用 目 的						
使 用 人 員	人					
使 用 室 名						
備 考						

様式第2号(第4条関係)



様式第2号(第4条関係)

市民センター使用許可書

第 号  
年 月 日

様 水戸市長 印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使用施設	市民センター
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使用目的	
使用人員	人
使用室名	
備考	
許可条件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員に指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第3号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)  
氏 名(名称又は代表者)  
担当 者  
電 話

市民センターの使用の変更(取消)をしたいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請の内容

- (1) 変更
- (2) 取消し

2 申請の理由

3 変更の内容

	許可内容(許可番号: )	変更後の内容
使用施設		
使用日時	年 月 日( 曜日) 時 分から 年 月 日( 曜日) 時 分まで	年 月 日( 曜日) 時 分から 年 月 日( 曜日) 時 分まで
使用目的		
使用人員	人	人
使用室名		
備 考		

様式第4号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)許可書

第 号  
年 月 日

様 水戸市長 印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用の変更(取消し)について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使用施設	市民センター
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使用目的	
使用人員	人
使用室名	
許可条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。</li> <li>2 職員 の指示に従うこと。</li> <li>3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。</li> </ol>

様式第5号(第7条関係)

(平28規則34・一部改正)

様式第5号(第7条関係)

市民センター使用許可取消等通知書

第 年 月 日

様

水戸市長

印

市民センターの使用について、次のとおり決定したので、水戸市市民センター条例第7条の規定により通知します。

住 所	
氏 名	
使用施設	
使用室名	
決定内容	
決定の理由	

- 注1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは、水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。